



# 消費税増税間近！経過措置を再確認！

## ●概要

2019年10月1日(以下「施行日」といいます。)から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、この税率引き上げと同時に、消費税軽減税率制度が実施されます。(軽減税率制度の対象品目は、2018年9月号(No.234)をご覧ください。)

ただし、施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

## ●経過措置が適用される取引の具体例

### 1. 旅客運賃等

施行日の前日(2019年9月30日)までに、事業者が旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が施行日以後に行われるとき。

(例)前売指定席券、前売入場券、回数券、定期乗車券、年間パスポート、年間予約席

### 2. 電気料金等

施行日前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、施行日から2019年10月31日までの間に支払を受ける権利が確定するもの。

(例)電気代 10月分(9/16~10/15分、10/25口座振替分)

### 3. 工事の請負等

2019年4月1日(以下「指定日」といいます。)の前日(2019年3月31日)までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約等に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合の当該課税資産の譲渡等。

(例)測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、設計、映画製作

### 4. 資産の貸付け(リース取引)

指定日の前日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、①及び②または、①及び③に掲げる要件に該当する場合で、施工日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っているとき。

- ①貸付期間と対価の額が定められている
- ②対価の額の変更を求めることができない
- ③解約の申入れができない、かつ取得費用が貸付の対価の額の100分の90以上

## ●最後に

上述の1~4の取引を表にまとめると、以下のようになります。

2019年10月1日以降は、①旧税率8%(経過措置)、②軽減税率8%、③新税率10%の3種類の消費税が混在するため、経理処理に注意が必要です。(桑江 共美)

原則	指定日 H31.4/1		施行日 R1.10/1 10/31	
	8%		10%	
旅客運賃等			支払い 8%	利用
電気料金等			確定	支払い 8%
工事の請負等	契約締結			引渡し 8%
	契約締結	再契約		引渡し 10%
	契約締結	追加契約		引渡し 10%
		契約締結		引渡し 10%
資産の貸付	契約締結		原契約分 8%	追加分 10%
				貸付 8%